

佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金
(高効率給湯機器設置支援事業) 交付要領

令和8年7月3日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、電力、ガスその他のエネルギー価格や物価の高騰による家庭の費用負担の軽減を図るとともに、高効率給湯機器の設置により家庭の省エネルギー化を推進し、あわせて市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するため、高効率給湯機器の設置経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高効率給湯機器 エコキュート、エコジョーズ、エコフィール又はハイブリッド給湯機器をいう。
- (2) エコキュート 次のいずれにも該当する電気温水機器をいう。
 - ア エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第26号に掲げる電気温水機器であること。
 - イ 「エコキュート」の名称を有すること。
 - ウ エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)に基づき定められた最新の省エネ基準達成率が100%以上であること。
- (3) エコジョーズ 次のいずれにも該当する潜熱回収型ガス給湯機器をいう。
 - ア 「エコジョーズ」の名称を有すること。
 - イ 省エネ法に基づき定められた最新の省エネ基準達成率が100%以上であること。
- (4) エコフィール 次のいずれにも該当する潜熱回収型石油給湯機器をいう。
 - ア 「エコフィール」の名称を有すること。
 - イ 省エネ法に基づき定められた最新の省エネ基準達成率が100%以上であること。
- (5) ハイブリッド給湯機器 次のいずれにも該当する給湯機器をいう。
 - ア 電気とガスを併用する給湯機器であること。
 - イ 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格(JGKAS A705)で年間給湯効率が108.0%以上のものであること。
- (6) 市内事業者 市内に本店を有する法人又は個人事業主をいう。
- (7) 市外事業者 前号に規定する事業者以外の事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に存する建物に新たに未使用の高効率給湯機器（以下「対象機器」という。）を設置（新築に伴う設置を含む。）しようとする個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 自己の所有に属する建物に設置しようとする者

イ 他人の所有に属する建物に居住し、当該建物に設置しようとする者

(2) 市税等の滞納がない者

(3) 国の「給湯省エネ2026事業」又はその他国が実施する同一の対象機器を支援対象とする補助制度による補助金等の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額等は、次の表のとおりとする。

対象機器の種類	補助対象経費	購入事業者の区分	補助率	限度額
エコキュート	対象機器の購入費用及び設置工事に要する費用	市内事業者	補助対象経費の3分の1以内	18万円
		市外事業者	補助対象経費の5分の1以内	12万円
エコジョーズ		市内事業者	補助対象経費の3分の1以内	9万円
		市外事業者	補助対象経費の5分の1以内	6万円
エコフィール		市内事業者	補助対象経費の3分の1以内	9万円
		市外事業者	補助対象経費の5分の1以内	6万円
ハイブリッド給湯機器		市内事業者	補助対象経費の3分の1以内	24万円
		市外事業者	補助対象経費の5分の1以内	16万円

2 補助金の額の算定は、対象機器1台ごとに行うものとし、一の申請において複数の対象機器を設置する場合は、これらを合算した額とする。ただし、同種の複数の対象機器を同時に設置する場合において、補助対象経費が複数台分で一括して計上されているときは、当該費用を設置台数で按分して得た額を、対象機器1台あたりの費用とみなす。

3 第1項の規定により算出した対象機器1台あたりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金(高効率給湯機器設置支援事業)交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象機器の設置に係る領収書の写し及び費用の内訳が分かる書類
- (2) 対象機器の設置状況が確認できる写真(設置前及び設置後)
- (3) 対象機器の型式及び第2条に定める要件を満たすことが確認できる書類(カタログの写し等)
- (4) 未使用品であることが分かる書類(メーカー発行の保証書の写し等)
- (5) 申請者の住所と設置場所が異なる場合は、建物の所有を確認できる書類(建物の登記事項証明書の写し等)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出期限は、令和9年2月26日までとする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、佐久市物価高騰対応地球温暖化対策支援事業補助金(高効率給湯機器設置支援事業)交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用状況等の報告)

第7条 市長は、対象機器の購入及び設置により補助金の交付を受けた者に対し、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、交付申請年度の翌年度から起算して6年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。